

## 東日本大震災復興対策本部会合（第9回） 議事録

1 日 時：平成23年10月7日 17:00～17:35

2 場 所：官邸4階 大会議室

3 出席者：（※代理含む）

【本部長】野田佳彦内閣総理大臣

【副本部長】藤村修内閣官房長官〈進行〉、平野達男東日本大震災復興対策担当大臣

【本部員】川端達夫総務大臣、平岡秀夫法務大臣、玄葉光一郎外務大臣、安住淳財務大臣、中川正春文部科学大臣、小宮山洋子厚生労働大臣、鹿野道彦農林水産大臣、枝野幸男経済産業大臣、前田武志国土交通大臣、細野豪志環境大臣、一川保夫防衛大臣、山岡賢次国家公安委員会委員長、自見庄三國務大臣、古川元久國務大臣、蓮舫國務大臣、齋藤勁内閣官房副長官、長浜博行内閣官房副長官、竹歳誠内閣官房副長官、郡和子内閣府大臣政務官（宮城現地対策本部長）、後藤斎内閣府副大臣、松下忠洋経済産業副大臣、浜田和幸外務大臣政務官

4 配布資料

資料1 第3次補正予算及び復興財源の確保について

資料2-1① 第三次補正予算における主な復興関連施策（概要）

資料2-1② 原子力災害からの再生・復興について（案）

資料2-2 復興特区及び東日本大震災復興交付金（仮称）について

資料2-3 復興庁について

資料3 東日本大震災復興対策本部の後援等名義の使用及び東日本大震災復興対策担当大臣の賞状等の交付について

5 議事次第

1. 開会

2. 議事

(1) 第3次補正予算及び復興財源の確保について

(2) 復興関係予算等について

(3) 自由討議

(4) その他

3. 総理大臣発言

4. 閉会

## 6 議事録

藤村官房長官：ただ今から、第9回東日本大震災復興対策本部を開催する。本日の議題は、2件である。

1つ目は「第3次補正予算及び復興財源の確保について」である。

2つ目は「復興関係予算等について」の報告である。

その後、報告事項に対する御質問等も兼ね自由討議を行ったあと、復興対策本部の運営事項について、1件お諮りしたい。

それでは、議事に入らせていただく。「第3次補正予算及び復興財源の確保について」である。安住大臣から御説明をお願いします。

安住財務大臣：（※資料1により説明。）

藤村官房長官：ただ今の説明にご質問、ご意見等は。

小宮山厚労大臣：資料1の平成23年度一般会計補正予算等の骨格についてだが、年金臨時財源の補てんについて、骨格では第2次補正予算で震災復興に転用された年金臨時財源2.5兆円分の補てんについて、東日本大震災関係経費に明記をしていただいた。ただ、この後の財源のところには、復興債について、2.5兆分を除いた数字がカッコ書きで示されている。

安住財務大臣：わかりやすく括弧で記入しただけで、他意はない。

藤村官房長官：よろしいか。ただ今のご説明のうち、復興財源としての税制措置概要については、復興対策本部として、報告の通り決定したいが、ご異議あるか。

### （「異議なし」の声）

藤村官房長官：そのように決定した。

それでは、続いて、「復興関係予算等について」の報告である。平野大臣から御説明をお願いします。

平野復興大臣：（※資料2により説明。）

藤村官房長官：ありがとうございました。それでは、質問も兼ねて自由討議に入りたい。まず発言登録のあった川端大臣、前田大臣から発言いただきたい。

川端総務大臣：東日本大震災からの復旧・復興事業に係る地方負担分に関しては、平野大臣からお話もらったが、第3次補正予算により、その全額について地方交付税の加算が1.6兆円程度が行われる予定であることを踏まえ、通常の特別交付税とは別枠で、個々の被災団体における実質的負担をゼロとするよう配分することとしたいと思っている。

前田国交大臣：国土交通省では、復興基本方針を踏まえ、また、低炭素・循環型のモデル的な地域づくりも念頭に、まずは4つの分野を重点的に取り組んでいく。住宅関係、防災集団移転事業等の復興まちづくり、経済のインフラである三陸縦貫道の整備や港湾の津波対

策、公共施設の耐震化。被災地からもっとも要望の高い、防災集団移転事業については、事業の1戸当たりの補助限度額を不適用としたほか、病院等の公益的施設の用地取得等を対象とした。

**藤村官房長官**：ありがとうございます。それでは、皆様から自由に御発言いただきたい。

**平岡法務大臣**：対象地域となるかどうかで天と地の差がある。資料には財特法適用地域「等」とあるが。2つ目は、「原子力災害からの再生・復興」という資料の2枚目だが、賠償は事業を実施するかどうかとは無関係に決まってくるはず。わかりにくい。

**平野復興大臣**：対象地域については、財特法の特定被災区域の市町村はすべて対象とし、そのほかに対象とすべきところがあるかどうか検討。2つ目は、費用負担の問題について東電との調整を待っていたら事業を進められないため、まずは国費で事業を進め、賠償の対象になる部分については求償して清算することとし、賠償の対象にならないものについては、復興財源で対応するという考え方の整理をしたもの。

**中川文科大臣**：復興交付金の配分は復興庁がやるということになるが、基幹事業の省庁による予算付けとの関係を説明してほしい。

**平野復興大臣**：すでに一括交付金制度があり、それと同じ考え方に立っている。内閣府に一括計上し自治体に配分するが、どの事業をやるかの選択は自治体が行う。事業費は各省に移し替え、監督は各省が行う。

**中川文科大臣**：予算付けの権限自体は、全部復興庁なのか。

**平野復興大臣**：復興庁ではなく実際には自治体がどの事業を行うか選ぶ。自治体の裁量が大きいのが今回の特徴である。また、推進費が眼目である。

**藤村官房長官**：時間も制約もあるので、本日は、ここまでとしたい。

では、続いて、復興対策本部の運営についてお諮りしたい。

資料3をご覧ください。地方公共団体や関係府省等が実施する復興関係のシンポジウム等におきまして、復興対策本部の後援が求められている。ついては、復興を支援する観点から、本案のとおり、名義使用等を認めることとしたいと思うが、いかがか。

### (※「異議なし」の声)

**藤村官房長官**：それではそのように決定した。

最後に内閣総理大臣から御挨拶をお願いしたい。

**野田総理大臣**：東日本大震災からの復旧復興は、わが内閣にとって、最大かつ最優先の課題。復旧についてはこれまで、第1次補正予算第2次補正予算予備費で対応してきた。いよいよこれからは、本格復興へ向けて、取組を1日も早く着手していかなければならない。7月に復興基本方針を取りまとめて以来、その具体化について、政府与党で熱心にご議論をいただってきた。そして今日、第9回目の復興対策本部において、第3次補正予算、財源

について、復興庁、復興交付金、復興特区といった関連施策についてのご報告をした。そのうえで、復興財源となる、税制措置の概要について、ご決定をいただいた。これらの方針を踏まえて、第3次補正予算案、財源法案、復興庁法案、復興特区法案などの関連法案を早期に作成して1日も早く国会に提出したいと考えている。

なお、国会に提出するまでの間も、昨日は与野党の幹事長会談があった。今日は一部党首会談でお話をしたけれども、国会に提出する前でも、真剣に野党のお話ご意見には耳を傾けて、取り入れられるものは取り入れて、柔軟に、法案の修正、予算の修正、場合によっては追加的な予算措置といったことも対応をしていきたいと考えているので、お含みおきいただきたいと思う。

これまでご協力ご尽力いただいてきたが、1日も早く復興事業に着手するために、対策本部のメンバーの皆さんのより一層のご協力を心からお願いをして、ご挨拶とさせていただきたい。

**藤村官房長官**：第9回復興対策本部は、ここまでとさせていただきます。

(以 上)